

安城市国際交流協会会則

(名称)

第1条 この会は、安城市国際交流協会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、安城市と連携し、姉妹都市との友好親善を深めるとともに、教育・文化・産業などに関する国際交流活動をととして市民レベルの交流促進を図り、多文化社会における市民間の相互理解及び地域の国際化の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際交流に関する情報の収集及び提供
- (2) 国際交流に関する事業の計画及び実施
- (3) 姉妹友好都市をはじめとする諸外国との市民交流の推進
- (4) 国際化推進に関する市民ボランティアの育成及び支援
- (5) 関係団体との連絡調整
- (6) その他必要と認められる事業

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する個人及び団体をもって組織する。

(役員及び委員)

第5条 本会に次の役員及び委員（以下「役員等」という。）を置く。

会 長 1名

副会長 3名以内

監 事 2名

委員長 第13条に規定する委員会に各1名

委 員 20名以内

(役員等の選出)

第6条 役員等の選出は次のとおりとする。

- (1) 会長は総会において選任する。
- (2) 副会長、監事及び委員は、会長が指名し総会の承認を得る。
- (3) 委員長は、委員の中から会長が指名し、総会の承認を得る

(役員等の任期)

第7条 役員等の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 任期の途中で役員等の交代がある場合は、前任者の残任期間とする。
- 3 団体を代表して選任されている場合で、退職、異動等により団体が後任を選任した場合は、後任者について総会の承認を得たものとみなす。
- 4 役員等は任期満了後においても後任者が就任するまでは、原則としてその職務を行うものとする。

(役員等の任務)

第8条 役員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表し、会務を総括し、総会及び役員会の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 監事は、本会の会計及びその他の事務を監査する。
- (4) 委員は、運営委員会において会務の運営に必要な事項を協議し、実施する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長がこれを委嘱する。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び運営委員会とする。

2 総会及び役員会は会長が招集し、運営委員会は各委員長が招集する。

3 総会、役員会及び運営委員会は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会)

第11条 総会は、会員及び役員等をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催し、臨時総会は、役員会が必要と認めたとときに開催する。

3 総会は、次の事項を議決又は認定する。

(1) 事業計画及び予算

(2) 事業報告及び決算

(3) 会則の改正

(4) その他本会の運営に関する重要な事項で、役員会が必要と認めた事項

(役員会)

第12条 役員会は、第5条に規定する会長、副会長、監事及び委員長をもって構成する。

2 役員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること

(2) 総会に付議すべき議案に関すること

3 役員会は、前条第3項及び前項の規定にかかわらず、総会を招集する時間的余裕がない等、特別な事情がある場合にあっては、前条第3項第1号に規定する事項のうち、事業計画の変更及び予算の補正に関することについて議決することができる。

4 役員会は、前項の規定により議決したときは、総会においてその旨報告しなければならない。

(運営委員会)

第13条 本会の事業推進のため運営委員会を置き、姉妹都市交流委員会及び多文化共生委員会をもって構成する。

2 運営委員会は委員をもって構成する。

3 委員長は、委員会を代表し、委員会の議長となる。

(書面議決)

第14条 会長は、災害、感染症の流行その他やむを得ない事由により総会、役員会を開催することが困難な場合は、議事事項を記載した書面を会員または役員に送付し、当該議決事項に関し、意見を徴し又は可否を問い、その結果（可否が同数の時は議長の決するところによる。）をもって、議決または認定とすることができる。

2 委員長は、委員会の開催に対し、前項の規定を準用することができる。

(事務局)

第15条 本会の事務を行うため、事務局を置く。

2 本会の事務を処理するために事務局長及び所要の職員を置き、その任免は会長が行う。

3 会計責任者は事務局長とする。

(経費)

第16条 本会の経費は、会費、補助金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の会費は、次のとおりとする。

- (1) 団体会費 年額 10,000円
- (2) 個人会費 年額 3,000円 (18歳以上)

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(委任)

第18条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、昭和57年12月5日から実施する。

附 則

この会則は、平成5年6月14日から実施する。

附 則

この会則は、平成17年2月22日から実施する。

附 則

この会則は、平成22年5月27日から実施する。

附 則

この会則は、令和3年5月27日から実施する。

附 則

この会則は、令和6年5月31日から実施する。